

第 3 次清瀬市環境基本計画

概要版

案

清 瀬 市

1. なぜこの計画が必要なの？

■本市の持続可能なまちづくりの実現に向けた計画です

清瀬市（以下、「本市」という。）においては、環境の保全などに関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた、第2次清瀬市環境基本計画（平成28(2016)年3月策定）が令和8(2026)年3月末をもって計画期間が終了します。

また、近年の環境情勢においては、気候変動を原因とする平均気温の上昇及びそれに起因する防災、健康、農業など多方面への影響、プラスチックごみなどの廃棄物や化学物質による環境への影響、そして開発に伴う農地や緑地の減少、生物多様性の低下など、様々な問題に直面しています。

そこで、本市では、このような状況に対応するため、国や東京都と連携して、市民・事業者・市の協働のもと、持続可能なまちづくりに向けて取り組むため、**第3次清瀬市環境基本計画**（以下、「本計画」という。）の策定を行いました。



カナダにおける森林火災の様子



プラスチックごみが絡まっているカメ

写真：令和5年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

2. どんな計画？

■本市の環境面における最上位の計画です

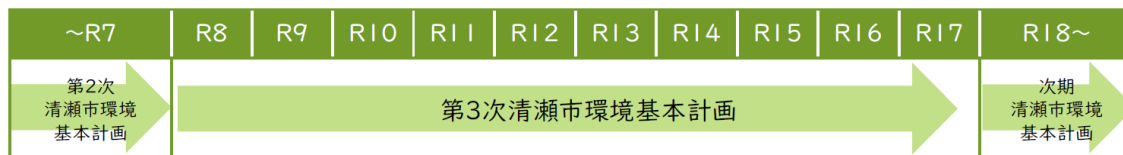
本計画は「第5次清瀬市長期総合計画」を環境面から総合的かつ計画的に推進する計画であり、市の環境政策の方向性を示す基本的な計画に位置付けられます。

なお、本計画は気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」を含んでいます。

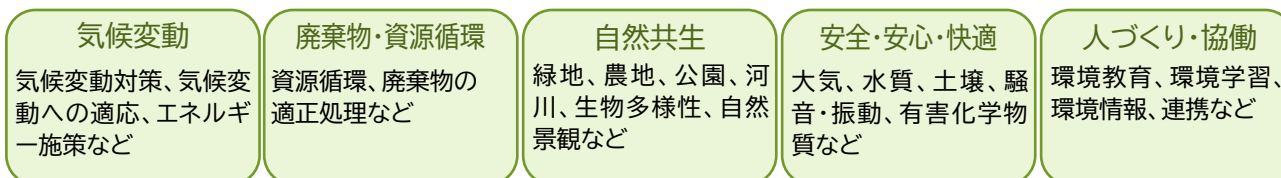
■市、市民、事業者が計画の対象です

本計画の対象は清瀬市環境基本条例で定められているとおり、市、市民、事業者です。条例ではこれらの主体の責務として環境への配慮の取組を求めています。

■計画期間は令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間です



■計画の対象範囲は次の5つの分野です



3. 計画の目指すところ

■環境未来像の実現に取り組みます

武蔵野の風情を象徴する雑木林や屋敷林、柳瀬川などの水辺、農地などの身近な自然は本市の魅力であり、将来に引きつがなければならない大切な地域資源です。

このため、子どもから大人まで、全ての市民・事業者が環境を保全するための行動変容に取り組み、地域の環境保全活動に積極的に参加することで、自然環境をはじめとした本市の資源を未来につなぐとともに、持続可能な社会を実現します。

このような考えを踏まえ、本計画の目指すべき環境未来像は以下のとおりとします。

《本市が目指すべき環境未来像》
自然と人が共存し、地域の資源を未来へつなぐまち 清瀬



■SDGs との関連

SDGs は、環境に関連する内容が多く含まれています。このため、本計画を推進することで、SDGs の実現に貢献できると考えます。



SDGs ロゴ

出典：国連広報センター

4. 清瀬市気候変動適応計画

■気候変動の影響による被害の回避・軽減対策についての計画です

近年、気温の上昇、大雨頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると考えられる影響が全国各地で生じています。さらに今後、これらの影響が長期にわたり拡大する恐れがあると考えられます。

よって、地球温暖化の要因である温室効果ガスの削減策（緩和策）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減策（適応策）に取り組んでいく必要があります。

このため、本計画は、本市の特性を踏まえた適応策をとりまとめた「清瀬市気候変動適応計画」を包含しています。

緩和と適応

出典：気候変動適応情報プラットフォーム



5. 環境未来像を実現するための具体的な取組



「気候変動」について

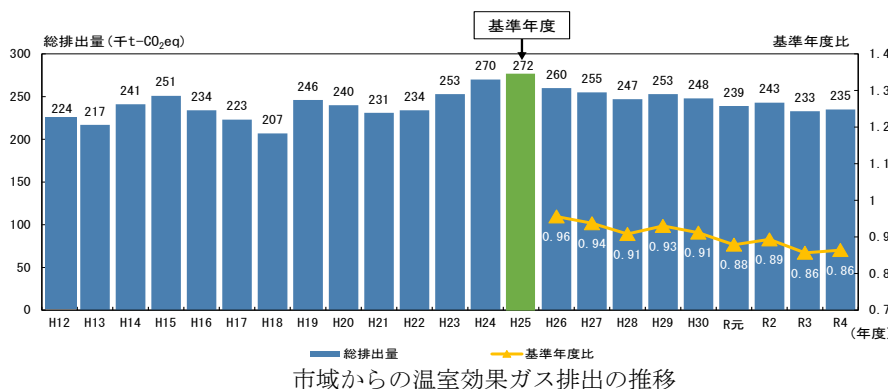
関連する SDGs 目標



市内の現状と課題

■ 温室効果ガスの大幅な削減に取り組む必要があります

本市の温室効果ガス排出量は、基準年度（平成 25(2013)年度）以降減少傾向ですが、2050 年ゼロカーボンの実現に向けて今後大幅な削減が必要です。また、本市においても年平均気温の上昇や日雨量 100 mm 以上の日数の増加など気候の変化が見られ、気候変動への備えが必要です。



公共施設に設置された
太陽光発電システム

市の取組

- 1 省エネルギーの推進
(省エネ行動の推進、建築物の省エネルギー化の推進)
- 2 再生可能エネルギーの普及促進
- 3 脱炭素まちづくり
(移動手段の脱炭素化の推進、次世代エネルギーによる脱炭素化)
- 4 災害レジリエンスの強化
(浸水対策の推進、防災性の向上促進)
- 5 健康を守る対策
(暑さ対策の推進、感染症対策の推進)

市民・事業者の取組

● 市民

温室効果ガスの排出抑制：家庭内での省エネによるエネルギーの使用削減、住宅への太陽光発電の設置、再エネ電力への切り替え、再生可能エネルギーの活用などに取り組みましょう。

温暖化への適応：気候変動による健康リスクに備える、住宅の断熱性を高める、熱中症アラート発生時には市内のクールスポットを活用するなど暑さ対策に取り組みましょう。大雨や浸水などの災害に備えましょう。

● 事業者

温室効果ガスの排出抑制：事業所については、高効率な空調設備や給湯設備、LED 照明の導入、断熱改修、ZEB 化などを検討し、エネルギー効率を見直しましょう。また、太陽光など再生可能エネルギーを活用しましょう。

温暖化への適応：事業継続計画（BCP）の見直しや、敷地内の緑化、雨水貯留設備の導入などを通じて、地域の防災性向上にも貢献しましょう。



「廃棄物・資源循環」について

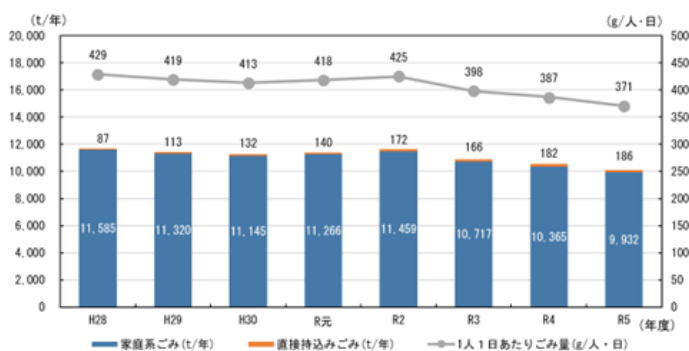


市内の現状と課題

■計画的にごみ排出量は減少しています

家庭系ごみについては、戸別収集やごみ分別アプリの普及などを通じて、ごみの分別が正しく実施されたことによりごみの排出量が減少傾向であり、今後も市民の協力のもと更なるごみの排出抑制に努める必要があります。

資源化については、多摩地域の他自治体と比較しても資源化率は比較的高くなっていますが、さらなる分別の徹底を通じて資源の有効利用を進める必要があります。



家庭系ごみ収集量の推移



スプラッシュ画面

ホーム画面

ごみ分別アプリの画面

市の取組

- 1 廃棄物の発生抑制と減量化
(リデュース・リユースの推進、食品ロス対策の推進)
- 2 リサイクル・リニューアブルの推進
(リサイクルの推進、リニューアブルの推進)
- 3 廃棄物適正処理対策
(廃棄物適正処理対策)

市民・事業者の取組

●市民

5Rの推進：不要なものを買わない（リデュース）、マイバッグなど繰り返し使用できる製品の利用（リユース）、資源物の分別収集への協力（リサイクル）、不要物をもらわない（リフューズ）、修理して使用する（リペア）などの取組を心がけ、資源を有効利用しましょう。

食品ロス対策、持続可能な消費：食べきれる量を購入するなど食品ロスを減らしましょう。再生素材やバイオマス素材など、環境に配慮した製品を使用しましょう。

●事業者

事業活動における環境負荷の低減：事業活動における廃棄物の発生抑制やリサイクルに努め、製品の設計段階から不要な資源の使用を減らしましょう。

適正処理：廃棄物の分別や回収体制を整備するとともに、再生素材やバイオマス素材などの環境配慮型素材を積極的に採用し、持続可能な製品づくりに努めましょう。



「自然共生」について



市内の現状と課題

■ 自然環境を適切に維持するため、市民との協働による管理が必要です

本市の緑は屋敷林・農地・雑木林が混在する武蔵野の面影を残した景観、柳瀬川・空堀川沿いの親水空間、崖線緑地など、特徴的な緑が豊かに残っており、これらの緑の適切な管理や保全を行う必要があります。

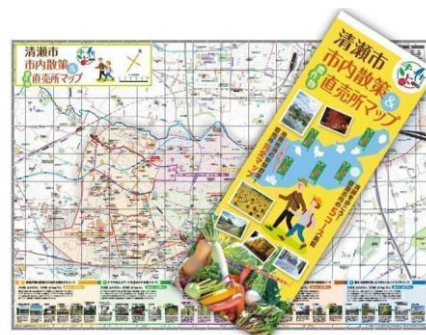
水環境については、市民の協力によって良好な水辺環境が保全されていますが、これらの利用者に対してマナーの向上を働きかけていく必要があります。



市内の雑木林



柳瀬川



清瀬市市内散策&農作物直売所マップ

市の取組

- 1 自然環境の保全・活用
(水辺の保全・活用、緑の保全・活用)
- 3 農地の効果的利用
(農との共生)

- 2 生物多様性の保全・活用
(生物多様性の普及、生物多様性の保全)

市民・事業者の取組

●市民

身近な自然環境の保全：身近な自然観察会や農業体験など、地域の自然とふれあう機会への参加、地元産農作物の購入を通じて、地域自然環境や農業との共生に貢献しましょう。

生物多様性の保全：外来生物の放流や地域への持ち込みを控えるとともに、野生生物や希少植物の採取を行わないなど、生物多様性を損なわないようにしましょう。

●事業者

事業活動における環境保全：開発や建設を行う際には、生態系や自然景観への影響を最小限に抑え、農業においては化学肥料や農薬の使用を抑え、持続可能な農業経営に取り組みましょう。また、食品小売業者や飲食店は地元農産物の地産地消に協力しましょう。

地域と連携した自然環境保全：環境イベントや自然保全活動への協賛・協力などを通じて、地域との連携を深め、自然共生社会の形成に貢献しましょう



「安全・安心・快適」について

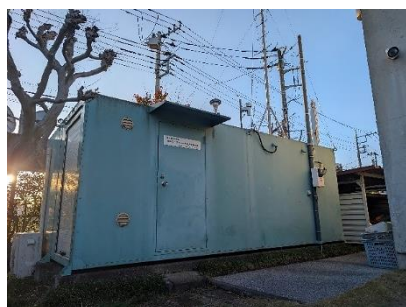


市内の現状と課題

■良好な生活環境を保っており、今後も継続していく必要があります

市内においては大気、水質、騒音・振動、化学物質類（ダイオキシン類）について定期的に調査が行われており、近年の調査結果では光化学オキシダント※を除いて環境基準が達成されており、今後も良好な大気環境の維持に努める必要があります。

※光化学オキシダントは全国的に環境基準の達成率が低く、令和4(2022)年度では一般環境大気測定局0.1%、自動車排出ガス測定局0%となっています。



市内の一般環境大気測定局



市内における騒音測定の様子

市の取組

1 公害防止対策

(安全・安心な環境づくり、水環境の保全、大気質の保全、騒音・振動などの抑制)

2 化学物質による汚染防止策

(化学物質対策)

3 美しいまちの創造

(地域資源をいかした美しいまちづくり、協働による美しいまちづくり)

4 道路・交通対策

(環境に配慮した道路整備、公共交通の利便性向上、自転車利用環境の整備、歩行者に配慮した環境の整備)

市民・事業者の取組

●市民

日常生活を通じた安全・安心・快適の実現：台所では廃食用油や食べ残しを排水口に流さないなど、水質への負荷を防ぎましょう。また、車の使用を減らし、自転車や公共交通機関を利用するなど、大気汚染や騒音の軽減に取り組みましょう。

●事業者

事業活動を通じた安全・安心・快適の実現：工場や事業所から発生する騒音・振動・悪臭については、法令遵守だけでなく、自主的な環境対策や近隣住民への配慮に努めましょう。また、化学物質を取り扱う場合には、安全な保管・管理体制を整え、漏洩や流出の防止を徹底しましょう。



「人づくり・協働」について



市内の現状と課題

■意識啓発を通じて市民や事業者の行動変容につなげる必要があります

意識啓発については、本市を取り巻く環境を活用した様々な環境学習や環境保全活動が取り組まれており、今後も継続的に行うことで市民や事業者の行動変容につなげていくことが必要です。



きよせの環境・川まつりの様子



市民団体による竹林の管理



市民参画による公園の植栽

市の取組

- 1 持続可能な地域を育む人づくり
(環境学習の場づくり、環境教育・学習の推進、ボランティア活動の推進)
- 2 協働による取組の推進
(多様な主体との連携)

市民・事業者の取組

●市民

自発的な環境学習の実施：市が主催する環境講座などの学習の機会に積極的に参加し、身近な環境問題に関心を持ち、自ら考え行動しましょう。

●事業者

市や地域と連携した環境保全：従業員に対して持続可能な発展について理解するための研修や環境講座へ積極的に参加しましょう。また、地域の環境ボランティア活動の支援を通じて、地域社会との協働を深め、環境保全に積極的に取り組みましょう。

■この冊子へのお問い合わせ先

清瀬市 市民環境部 環境課

〒204-8511 東京都清瀬市中里5丁目842番地

TEL：042-492-5111、FAX：042-492-2415、E-mail：kan_kyo@city.kiyose.lg.jp

